

小牧市社会福祉協議会「臨時職員」の募集

募集職種	相談員（高齢者や障がい者の福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理等）
採用人数	1 人
勤務日及び 勤務時間	・ 1 週間 5 日勤務 9：00～16：00（6 時間／1 日） ・ 1 週間 4 日勤務 8：30～17：15（7 時間 45 分／1 日） ※勤務時間は応相談
勤務場所	小牧市総合福祉施設ふれあいセンター（小牧市小牧 5 丁目 407 番地） ※対象者の自宅等へ訪問しておこなう業務を含む
雇用期間	令和 8 年 10 月 1 日以降から令和 9 年 3 月 31 日まで （勤務状況により契約更新あり） ※試用期間は 6 ヶ月とします。
資格要件	・ 普通自動車運転免許証（A T 限定可）必須で実際に運転できること ・ Word、Excel、PC での E-mail を使えること
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12／29～1／3）
職務内容 （裏面のと おり）	（1）日常生活自立支援事業 ・ 利用契約者の生活費の払い戻しの代行とその生活費を対象者に届ける ・ 必要な支払の代行 ・ 利用者からの相談への対応
賃金 及び 手当	1. 基本給 時給 1,140 円～ 2. 通勤手当 自宅からの距離数による（上限あり） 3. 時間外労働に対する割増率 125／100（休日は 135／100） 4. 昇給 有（年度更新した場合。但し、昇給の上限あり） 5. 退職金 無 6. 期末・勤勉手当 有 7. 健康保険・厚生年金保険・雇用保険は、法定の定めに則り適用
休暇	1. 年次有給休暇 6 ヶ月間継続勤務した場合は法定どおり有 2. その他の有給休暇 有（忌引休暇）
その他	・ 賃金は福祉系の資格の有無により変わります。 ・ 自家用車で通勤の場合は、勤務地敷地外駐車場（有料）となります。なお、駐車場料金を補助する制度があります。 ・ 知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者の相談援助業務経験のある方はその旨お申し出ください。（経験者優先） ・ 今後の業務拡大により、担当する業務の範囲も変動することがあります。
選考	・ 履歴書と資格がある方はその証の写しをご持参ください。 ・ 1 時間程度で業務を説明します。そのうえで双方合意があれば、後日面接試験をおこないます。
お問合せ・ お申込み先	小牧市社会福祉協議会 相談支援課 担当：長江または石附 電話（0568）68－6870 E-mail：kshakyo_seikatsu@gw.komaki-shakyo.or.jp

◆業務の内容

(1) 日常生活自立支援事業の業務（利用契約者への支援）

- ・生活費等を現金で渡す支援（本人宅への訪問、または事務所への来館）
- ・金融機関での手続き（現金の払い戻し）
- ・本人に代わっての支払い代行
- ・本人からの相談への対応
- ・利用者から預かる書類等の管理

(2) その他

- ①法人が成年後見人を受任した場合の後見業務担当
- ②車いす等の福祉機器及びリフト付車両に係る貸出手続き ほか

◆条件

(1) Microsoft Word及びMicrosoft Excelの基本操作ができる者

基本操作ができるとは、ワープロソフトにあっては、レイアウト指定された文書や表の作成ができることであり、表計算ソフトにあってはレイアウト指定された表の作成及び四則計算ができることをいう。

(2) 業務対象の利用者である判断や理解に何らかの支援を要する方に対して、適切に対応できること